

第3章

笑顔ゆきかう健康と やすらぎのあるまちづくり

第1節 子育てにやさしい環境づくりの推進

第2節 生きがいを持てる高齢者福祉の推進

第3節 心豊かに暮らせる障がい者（児）福祉の推進

第4節 心かよいあう地域福祉の推進

第5節 とともに支えあう社会保障の充実

第6節 健康を守る確かな保健医療体制の確立

第7節 迅速なる消防・救急体制の確立

第8節 安心と安全を守る防災、交通安全の推進

第9節 犯罪のないまちづくりの推進

第10節 消費者保護の推進

第11節 美しい墓地環境と火葬場の整備

第1節 子育てにやさしい環境づくりの推進

■ 現状と課題

厚生労働省の発表によると出生率低下の要因として、これまで指摘されてきた晩婚化や未婚化に加えて、新たに夫婦の出生力そのものの低下という現象が明らかとなり、今後少子化が一層進行する見通しが示されています。

また、核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加などが進む中、子育てに対し不安を抱えている家庭が増えています。

このような児童を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭や地域のきずなを強め、地域における子育て支援の仕組みづくりや働きながらもゆとりを持って子育てできる環境の整備が強く求められています。

本町には、常設保育所が5か所、へき地保育所が6か所ありますが、児童数は減少傾向にあるものの、近年、女性の就業機会の増大などにより保育ニーズが多様化している状況にあるため、保育サービスの拡充が必要になっています。

【後期見直し】

厚生労働省の発表によると出生率低下の要因として、これまで指摘されてきた晩婚化や未婚化に加えて、新たに夫婦の出生力そのものの低下という現象が明らかとなり、今後少子化が一層進行する見通しが示されています。

また、核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加などが進む中、子育てに対し不安を抱えている家庭が増えています。

このような児童を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭や地域のきずなを強め、地域における子育て支援の仕組みづくりや働きながらもゆとりを持って子育てできる環境の整備とともに児童の権利や最善の利益を考慮した、子育てを社会全体で支援していく社会化の推進が強く求められています。

本町には、常設保育所が5か所、へき地保育所が6か所ありますが、児童数は減少傾向にあるものの、近年、女性の就業機会の増大などにより保育ニーズが多様化している状況にあるため、保育サービスの拡充が必要になっています。

■ 基本方針

子育て支援のための総合計画である「次世代育成支援行動計画」に基づき、きめ細かな保育サービスの推進や男性も含めた子育てと仕事が両立できる環境を整備するとともに子育ての経済的負担を軽減し、少子化対策の推進に努めます。

また、育児情報の提供、育児相談体制の整備などにより、子どもの基本的な生活の場である家庭での子育てを支援し、育児における親の孤立感や不安解消に努めます。

さらに、地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりとして、異世代間のふれあいを深める心豊かな交流事業の推進や地域における保育機能の整備・拡充など、子どもたちが健やかに育つ環境を整備するとともに安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりを進めます。

主要施策

- ◇ 家庭における子育てへの支援
- ◇ 保育施設・環境の整備
- ◇ 保育サービスの充実
- ◇ 児童擁護の充実
- ◇ 地域で子どもを豊かに育てる環境づくり

■ 施策の方向

1 家庭における子育てへの支援

- (1) 子育て支援センターを中核施設として子どもや保護者に交流の場を提供し、子育て情報の提供に努めるとともに相談などの充実に努め、育児不安の解消を図るなど、地域ぐるみの子育てを支援します。
- (2) 家庭において男女が共同して子育てが行われるよう、意識啓発を図ります。

2 保育施設・環境の整備

- (1) 保育児童数の動向や地域の実情などを踏まえ、保育所の超過入所の解消や適正定員の確保に努めるとともに施設の老朽化や新たな保育ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民営化を視野に入れるなど計画的な施設整備を進めます。
- (2) 学童保育の保育児童数の適正定員の確保と指導員の確保に努めるとともに学童保育のサービス維持のために施設の整備を進めます。

3 保育サービスの充実

- (1) 保育ニーズの多様化に対応し、延長保育や病後児保育^{※41}などの新たな保育の拡充に努めます。

※41 病気の回復期にあるけれども、まだ、平常どおりに保育所や幼稚園などへ行くのが不安な子どもたちを預かり保育すること

4 児童擁護の充実

- (1) 子どもたちの人権の保障とともに犯罪や事故に遭わないよう、地域住民によるパトロール活動などを支援します。
- (2) 保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、児童の状況を積極的に把握し、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに住民一人ひとりが児童擁護に主体的に関われるよう意識啓発に努めます。

【後期見直し】

- (1) 子どもたちが犯罪や事故に遭わないよう、地域住民によるパトロール活動などを支援します。
- (2) 保健事業をはじめとした各分野における相談、指導などを通して、児童の状況を積極的に把握し、関係機関が協力・連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに住民一人ひとりが児童擁護に主体的に関われるよう意識啓発に努めます。
- (3) 「子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、子どもの権利を普及し、子どもの権利の保障に努めるとともに、子どもの最善の利益を考慮した施策を推進し、一人ひとり子どもを支援します。

5 地域で子どもを豊かに育てる環境づくり

- (1) 休日や放課後の児童・生徒の対応として、地域の人々が子どもたちを守り、育てていく活動を支援します。
- (2) 地域住民が子育て（特に未就学児童）にかかわり、地域社会全体で子育てを応援できる環境の整備を図るため、子育てボランティアの育成とその活動を支援します。
- (3) 子どもが自然とのふれあいや交流会、遊び体験などを通して情操が深まるような子育てを地域で担っていくことを促進します。

第2節 生きがいを持てる高齢者福祉の推進

■ 現状と課題

本町の65歳以上の老年人口は、平成7年国勢調査で3,986人、平成12年が4,952人、平成17年が6,069人となっており、10年間で52.3%の高い伸びとなっています。

老年人口比率では、平成7年国勢調査時点で16.4%であったものが、平成12年には19.0%、平成17年には22.6%となり、高齢化が急速に進んでいます。

こうした急速な高齢化により、ひとり暮らしや寝たきり、認知症などの介護を必要とする高齢者が急速に増加する一方、核家族化や家族意識の変化などにより、家庭における介護力はますます低下していくものと見込まれます。

本町では、平成18年に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006」を策定し、高齢者自らの選択、決定によって地域において自立した生活を行えるよう、明るく活力ある長寿社会の実現を目指しています。

今後、高齢者が住み慣れた家庭や地域において安心して生活できるよう、保健・医療・福祉が連携したサービスを充実し、多様・個別化する福祉需要に対応できるよう地域ケアシステムの構築が必要です。

また、元気でうるおいある生活を確保するため、介護予防事業や自立支援事業の充実が求められています。

【後期見直し】

本町の65歳以上の老年人口は、平成12年国勢調査で4,952人、平成17年が6,069人、平成22年が6,867人となっており、10年間で38.7%の高い伸びとなっています。

老年人口比率では、平成12年国勢調査時点で19.0%であったものが、平成17年には22.6%、平成22年には25.9%となり、高齢化が急速に進んでいます。

こうした急速な少子高齢化の進行により、健康な高齢者が増す一方で、ひとり暮らしや寝たきり、認知症などの介護を必要とする高齢者が増加するなど、介護に対する需要がますます高まっていくものと見込まれます。また、核家族化や家族意識の変化などにより家族をめぐる状況も変化したことに対応するため、家庭のみならず地域における高齢者の生活全般にわたる支援体制を整備する必要があります。

本町では、平成24年3月に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画～幕別町高齢者保健福祉ビジョン2012」を策定し、高齢者自らの選択、決定によって安心して住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携したサービスを充実し、多様・個別化する福祉需要に対応できるよう地域包括支援センターの機能の更なる充実が必要となっています。

また、健康で生きがいのある充実した暮らしを確保するため、高齢者が社会活動に積極的に参加できる環境の整備と介護予防の推進、自立支援事業の充実が求められています。

基本方針

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、社会福祉協議会、医療・福祉法人、NPO法人、ボランティアなどとの連携により、在宅介護に対する支援や介護予防、施設利用などの必要なサービスが利用者に受けられやすい体制づくりを進めます。

【後期見直し時における現状】

平成21年3月 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」見直し

平成24年3月 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」見直し

主要施策

- ◇ 適切な介護サービスの提供
- ◇ 介護予防事業の充実
- ◇ 働く場の確保
- ◇ 人生100年の生きがいづくり

施策の方向

1 適切な介護サービスの提供

- (1) 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう在宅での介護を支援するとともに必要な介護サービス基盤の整備を促進します。
- (2) 高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターを中心とした相談体制の確立を進めます。

【後期見直し】

- (1) 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう在宅での介護を支援するとともに必要な介護サービス基盤の整備を促進します。
- (2) 高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

2 介護予防事業の充実

- (1) 健康に対する自己管理意識の高揚を図り、高齢者自らが寝たきりや認知症の防止といった介護予防の取組を身近なところで利用できる体制づくりを進めます。

【後期見直し】

- (1) 健康に対する自己管理意識の高揚を図り、高齢者自らが寝たきりや認知症の防止といった介護予防の取組を身近なところで利用できる体制づくりを進めます。
- (2) 高齢者の社会参加活動を通じた介護予防の推進を図るため、介護支援ボランティア制度の取組を進めます。

3 働く場の確保

- (1) 病気の予防と地域貢献などによる充実感の醸成を促すため、高齢者就労センター^{※42}の活用促進を図ります。
- (2) 多様な交流機会の創出や自立を促す就労機会の提供を支援します。

4 人生100年の生きがいづくり

- (1) 高齢者が自分の能力や経験を生かし、積極的に社会参加できる「場」を提供するとともに社会の構成員としての自覚ができる機会を確保するなど、人生100年を目指した生きがいづくりを進めます。
- (2) 高齢者学級や老人クラブなどの活動を積極的に参加できるよう支援します。

※42 高齢者の生きがいを目的に、個々の労働力や技術を生かし、住民の身近な労働を請け負う登録制の組織

第3節 心豊かに暮らせる障がい者（児）福祉の推進

■ 現状と課題

本町の障がい者（児）（以下（児）の表示は省略します）の状況を見ると年々増加、重度化が進んでおり、特に先天的な知的障がい者、精神障がい者に加え、糖尿病や心臓病などに起因する内部障がいに伴う身体障がい者の増加が著しい傾向にあります。

こうした障がい者が地域の一員として安心し、自立した生活を送れるように、住民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、障がい者の生活を支援していく環境づくりが課題となります。

このため、障がい者の問題は障がいのない人々にも共通の問題であるという認識のもと、ボランティア活動などにより、障がい者を地域ぐるみで支えあうとともに関係機関との連携を深めながら、在宅サービスの充実を図り、障がい者にやさしいまちづくりを進める必要があります。

こうした中、これまで別々の法律に基づいてサービスの提供を受けていた3障がい（身体・知的・精神）者が、平成18年度からは、障害者自立支援法によって、障がいの種別が異なる場合にあっても全国一律で共通のサービスが受けられる新しい制度がスタートしました。この制度の周知を図り、利用者がスムーズに新制度に移行できるように努める必要があります。

また、障がいの予防、早期発見、早期療養、療育の取組や、障がい者が社会に参加できるように障がいの程度・内容に応じたきめ細かい施策の展開が必要になっています。

■ 基本方針

「幕別町障害福祉計画」に基づき、全ての障がい者が自己選択、自己決定により、地域の中で自分が望む生活を送り続けることができるよう、地域全体で支える仕組みづくりを進めるとともに障がい者の能力や個性に応じ、主体的に社会参加できる雇用形態と就労機会の拡充を図ります。

【後期見直し時における現状】

平成19年3月 「幕別町障害福祉計画」策定

平成24年3月 「幕別町障がい者福祉計画・幕別町障がい福祉計画」見直し

主要施策

- ◇ 障がい者福祉サービスの充実
- ◇ 障がい者の自立支援
- ◇ 障がい者福祉意識の啓発
- ◇ 居住環境の整備

施策の方向

1 障がい者福祉サービスの充実

- (1) 正しい知識の普及と障がいに対する理解の促進に努めるとともに妊婦・乳幼児の健康診断や早期療育体制の充実を図り、障がいの未然防止や障がいの早期発見・早期療育に努めます。
- (2) 社会適応訓練や機能回復訓練の充実と支援を図り、障がい者の社会参加を促進します。
- (3) 障がい者のホームヘルプサービスなどにおいて、今後も新たな利用者が見込まれることから、障がいのある人に対し、情報と適切なサービスを提供し各種在宅サービスの充実を図ります。
- (4) 障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援に携わる職員の資質向上と相談窓口の充実を図ります。

2 障がい者の自立支援

- (1) 障がいのある人が孤立することのないよう家族、ボランティア団体、地域などと連携して、地域で自立して暮らしていける体制づくりを促進します。
- (2) 行政と民間が共同でトライアル雇用^{※43}の実施を促進し、障がい者が就労を経験する機会を増やすとともに雇用する側の障がい者に対する理解を深め、一般就労へつなげるための支援を図ります。

3 障がい者福祉意識の啓発

- (1) ノーマライゼーション^{※44}の理念の下に、教育と福祉の連携による幼児期からの「障がい理解教育」の促進と交流および啓発活動を推進します。

4 居住環境の整備

- (1) 障がい者が安心して生活できる公営住宅の供給やユニバーサルデザイン^{※45}の視点に立った住宅の新築・改善を促進します。
- (2) 公共施設のバリアフリー^{※46}化を促進するとともに障がい者用トイレ未整備施設の解消に努めます。

※43 障がい者を試行的に雇用し、その職業適応性を見極めること。

※44 障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他人と同等の権利を享受できるようにするという福祉理念

※45 障がい者をはじめ、子どもから高齢者までだれもが支障を感じることなく、安全で、安心して生活できる仕様、または設計思想

※46 高齢者や障がい者（児）など体が不自由な人が容易に利用できるための段差などの障がいの解消

第4節 心かよいあう地域福祉の推進

■ 現状と課題

住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助機能が低下している中、地域で暮らす高齢者、障がい者の中には、さまざまな問題に直面しながらその対応に不安を抱えている方が少なくありません。

家庭、コミュニティ、事業者、行政などがそれぞれの役割を分担し、また、町民一人ひとりが福祉に積極的にかかわり、相互に助け合う地域福祉活動を推進しながら、自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくことが求められています。

近年、離別や死別などによって、ひとり親家庭は増加の傾向にあります。これらの世帯では、経済的、社会的、精神的にも不安定な状況に陥りがちであり、子どもの健全育成に影響をおよぼすことも少なくありません。

また、アイヌの人たちが今後とも社会的、経済的に安定した生活が営まれるよう、相談体制の充実や生活環境の一層の改善を促進する必要があります。

■ 基本方針

住民の福祉意識に対する関心を高めるとともに家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となり、ともに支え合い、心通い合う福祉社会の形成を図ります。

主要施策

- ◇ 住民福祉意識の高揚
- ◇ 地域福祉活動の充実
- ◇ ひとり親家庭の福祉の推進
- ◇ 低所得者福祉の推進
- ◇ アイヌの人たちへの福祉の推進

施策の方向

1 住民福祉意識の高揚

- (1) 住民の福祉意識の高揚を図るため、家庭、地域、福祉団体、行政などが連携する場を設ける「地域福祉プラットフォーム型システム^{※47}」の構築を目指すとともに情報の提供など幅広い取組を展開します。
- (2) 住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を培うため、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、人材・組織の育成、マンパワーの確保に努めます。

2 地域福祉活動の充実

- (1) 町社会福祉協議会など各種団体の活動を支援するとともに家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となったきめ細やかな地域福祉活動を推進します。
- (2) 民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、相談機能の充実を図ります。
- (3) 質の高い福祉サービスや情報が提供できるよう、社会福祉協議会などとの連携を図りながら地域福祉のネットワークづくりを進めます。

3 ひとり親家庭の福祉の推進

- (1) ひとり親家庭が、生活の自立と安定を保ち、安心して子どもの養育が行えるよう相談や指導助言などの充実を努めます。
- (2) 国などのひとり親家庭支援制度の有効活用を図るとともに社会環境の整備を進めます。

4 低所得者福祉の推進

- (1) 自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を図ります。

5 アイヌの人たちへの福祉の推進

- (1) 住宅新築など資金制度の活用による居住環境の整備を促進します。
- (2) アイヌの人たちが今後も安定した生活が営まれるよう、相談体制の充実を努めます。
- (3) 生活館を核とした地域活動を促進します。

※47 地域福祉の担い手である住民・関係団体・事業者・行政などが幅広く参加し、情報交換や話し合いなどを行いながら、連携を図っていく場のこと。また、さまざまな団体や個人が連携して問題を解決する仕組み。

第5節 ともに支えあう社会保障の充実

■ 現状と課題

本町の国民健康保険事業は、就業構造の変化や団塊世代の国保加入により低所得者や高齢者の加入割合が増加するとともに医療費においては、生活習慣病の増加や高度医療機器の発達などにより、年々増加する傾向にあります。

このように、医療費が増大する一方で、被保険者の保険税負担能力が低くなっているため、事業運営上の大きな問題を抱えています。

このため、医療費の増加の大きな要因の一つである生活習慣病の改善を図るなど、医療費の削減に取り組んでいくとともに広域化や制度改革を関係機関に要請していく必要があります。

介護保険制度については、介護サービスを利用する高齢者が年々増加しており、高齢者の生活を支える制度として定着してきました。しかし、運動機能などの衰弱による軽度の要介護者が急増し、介護給付費用も年々増加している状況にあります。制度の持続確保を図るため、介護予防を重視したサービスの充実と質の向上を図ることが必要です。

一方、老人医療については、制度改正により、平成20年度から老人保健制度に代わり後期高齢者医療制度が創設されます。高齢社会を迎えた今、年々増加する医療費に対応するため、引き続き高齢者の健康増進や老人医療費の効率化、適正化を図ることが必要です。

また、社会保障の大きな柱の一つである年金制度については、適切な年金受給権の確保を図り、安心した老後を送れることが望めます。

高齢化が急激に進行する一方で、少子化の影響などにより、年金受給世代を支える若者世代の減少傾向が顕著になってきていることから、給付水準と保険料負担のバランス確保が制度の長期的安定を図る上で重要な課題となっています。

【後期見直し時における現状】

平成20年4月 「後期高齢者医療制度」施行

■ 基本方針

全ての住民が安心して豊かな生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら、国民健康保険制度、介護保険制度の健全な運営に努めるとともに安心できる年金制度の維持・普及を図ります。

主要施策

- ◇ 国民健康保険事業の健全な運営
- ◇ 介護保険事業の健全な運営
- ◇ 国民年金制度の普及促進

施策の方向

1 国民健康保険事業の健全な運営

- (1) 保険料収納率の向上やレセプト^{※48}点検の適正化により、財政の健全化を進めるとともに被保険者の負担軽減に努めます。
- (2) 特定健診・特定保健指導など保健事業を実施し、医療費の抑制に取り組みます。
- (3) 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の一層の周知に努めます。
- (4) 健全な運営のための制度のあり方を検討するとともに広域化や制度改革を関係機関に要請します。

2 介護保険事業の健全な運営

- (1) 保険料収納率の向上や介護給付の適正化により、財政の健全化を進めるとともに被保険者の負担軽減に努めます。
- (2) 保健福祉などとの連携を深め、健康づくりや疾病予防などの保健事業の充実を図ります。
- (3) 介護保険制度の一層の周知に努めます。

【後期見直し】

- (1) 保険料収納率の向上や介護給付の適正化により、財政の健全化を進めるとともに被保険者の負担軽減に努めます。
- (2) 保健福祉などとの連携を深め、健康づくりや疾病予防などの保健事業の充実を図ります。
- (3) 介護保険制度の一層の周知に努めます。
- (4) 健全な運営のための制度の改善・財源の確保について国に要請します。

3 国民年金制度の普及促進

- (1) 住民の適切な年金受給権の確保を促進するため、年金制度の普及・啓発を図ります。
- (2) 時代の変化に適應した制度の改善・確保について、国に要請します。

※48 健康保険などに対し、医療機関が請求する診療報酬の明細書

第6節 健康を守る確かな保健医療体制の確立

■ 現状と課題

急速に進む少子・高齢化、疾病構造の変化、勤務医不足など保健・医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、食生活をはじめとする生活習慣や生活環境の変化に伴い、健康リスク^{※49}が増大するとともに地域社会においては人間関係の希薄化などによる精神的ストレスを蓄積しやすくなっており、心の病も広がっています。

一方、高齢化の進行に伴って、寝たきり老人や初老期・老年期の精神障がい者の増加も課題となっています。

このため、検診の充実と受診率の向上による早期発見、早期治療の2次予防のみならず、健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防する1次予防を重視するとともに身近に利用できる地域保健活動の拠点づくりや情報提供を進めていく必要があります。

さらには、各種教室の開催や健康に関する個別の相談、教育、指導業務を通して、住民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むことの大切さを普及していくことが求められています。

こうしたことから、医療、保健および教育との連携を図り、子どもから高齢者までの総合的な保健サービスが提供できる体制を確立するとともに初期診療から高度専門医療までの広範囲なニーズに的確に対応する地域の医療体制の充実が必要となっています。

■ 基本方針

保健福祉センターやふれあいセンター福寿の機能充実を図り、各種検診の充実など、疾病の早期発見・治療に努めるとともに住民一人ひとりが自らの心と体の健康管理を適切に行うための情報提供と意識高揚を図ります。

また、母子保健対策として、母性の保護と子どもの健やかな成長が可能な育児環境づくりを推進するとともに健康診査や乳幼児相談の充実により妊婦、母親の不安の解消を図ります。

主要施策

- ◇ 保健予防活動の充実
- ◇ 地域保健医療体制の充実
- ◇ 健康づくりと疾病対策

※49 危険、損失の負担

■ 施策の方向

1 保健予防活動の充実

- (1) 生活習慣改善のための健診、相談など各種保健事業の充実を図ります。
- (2) 各種検診の受診率の向上を図るとともに検診体制の整備、検診後の保健指導の徹底を推進し、町民が生涯にわたり心身の健康を確保できるように、生涯各期に対応した適切な保健予防活動を推進します。
- (3) 保健福祉センターやふれあいセンター福寿の機能の充実を図ります。

2 地域保健医療体制の充実

- (1) 町民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、広域的な医療機関との連携を図りながら、地域の医療体制の確保と医療環境の整備充実を図ります。
- (2) 救急患者への迅速かつ的確な対応のため、休日、夜間における急病患者に対する救急医療体制の確保に努めます。

3 健康づくりと疾病対策

- (1) 生活習慣病^{※50}予防のため、運動習慣の普及と栄養改善指導に努めます。
- (2) 健康づくりのための地区組織育成と自主的活動を促進します。

※50 脳卒中、心臓病、がん、糖尿病、肝疾患、胃潰瘍、骨粗しょう症、歯周囲炎など、生活習慣に問題のある疾患はすべてこの生活習慣病に含まれる。

第7節 迅速なる消防・救急体制の確立

■ 現状と課題

近年の災害は、地球温暖化や都市化の進展などにより、複雑化する傾向を示しているとともに高齢化の進行などにより、救急業務が増加するなど、多様な対応を迫られています。

地域住民の安全確保を図るためには、迅速かつ適切な消防活動の充実とともに災害から身を守るため一人ひとりの防災意識の啓発が求められています。

本町は、4町で構成されている「東十勝消防事務組合」に加入し、広域消防体制の中で常備消防の充実を図り、訓練活動の充実に努めていますが、若年層を中心として団員不足が生じつつあることから、今後とも団員の確保に努めていくことが必要となっています。

また、防火査察や広報などの活動を通して、住民の防火意識の向上と防火知識の普及にも努めていますが、今後もさらに、火災を起こさないよう意識高揚を図っていくことが重要です。

救急業務については、交通事故や労働災害、高齢化に伴う急病などによる出動が増加傾向にあることから、応急措置の拡大や救急救命士の育成など、業務の高度化が求められています。

このため、高度な知識習得のための隊員訓練の実施とともに救急救命士の養成や計画的な救急車両の更新など、公的機関で対応する救急体制の一層の充実を図っていくことが必要です。

■ 基本方針

住民の生命や身体、財産を守るため、火災をはじめとしたさまざまな災害を未然に防止するとともに災害による被害の軽減を図ります。

また、消防技術の向上と消防施設および装備の充実を図り、迅速な消防体制の確立に努めるとともに救急体制の充実を図ります。

主要施策

- ◇ 消防の充実
- ◇ 救急体制の充実

■ 施策の方向

1 消防の充実

- (1) 消防の広域化の推進を図り、効率の良い消防行政を進めます。
- (2) 消防救急無線のデジタル化の整備を進め、消防力の強化と効率化を図ります。
- (3) 各種消防車両・機材・通信施設・消防水利施設などの整備・更新を進めます。
- (4) 消防職・団員の技術向上訓練などを強化するとともに消防団員確保に努め消防団組織の体制強化を図ります。
- (5) 地域ぐるみの防火・防災意識の高揚を図るとともに住宅用火災警報器の設置を推進し、住宅火災による死傷者減少に努めます。

2 救急体制の充実

- (1) 救急施設、設備の整備充実や救急隊員の育成並びに教育訓練などの充実を図ります。
- (2) AED(自動体外式除細動器)^{※51}などを取り入れた応急手当に関する講習会を通して、住民に正しい知識と技術の普及を図ります。

※51 訓練を受けた人が心室細動などで心配停止状態の人に対し電気ショックで心筋のけいれんを除去する機器

第8節 安心と安全を守る防災、交通安全の推進

■ 現状と課題

本町では、地震、火災、水害などの災害対策として、平成18年度に「幕別町地域防災計画」を策定し、広域的な防災体制の確立に努めています。

また、万一の武力攻撃や大規模テロなどの際に、住民に対し迅速に警報の伝達と避難誘導を行うことを目的に、平成16年に国民保護法が施行されたことに伴い、平成18年度に「幕別町国民保護計画」を策定しました。

大規模災害などが発生した場合には、行政の及ぶ範囲には限界があり、地域での住民の自主的な活動が重要となることから、日ごろから住民の防災意識の醸成に努め、相互の協力体制を構築しておくなどの備えが必要です。

このため、災害時に迅速に対応できる危機管理体制の強化と災害に備えた情報網の整備、防災用資機材などの確保、さらには防災訓練の実施など、常に災害に備えて万全を期す必要があります。

また、飲酒運転などによる重大事故の多発により、交通犯罪が社会問題として大きく取りあげられ、その根絶に向けた取組が強化されています。

今後も、自動車台数の増加とともに外国人観光客のドライバー、高齢ドライバーも増加していくことが予想され、交通事故の増加が懸念されます。

交通事故から住民を守るため、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を強化するとともに警察・行政・団体などが相互に連携し、安全な環境づくりに取り組む必要があります。

【後期見直し】

本町では、地震、火災、水害などの災害対策として、平成18年度に「幕別町地域防災計画」を策定し、広域的な防災体制を確立しているところではありますが、平成23年に発生した東日本大震災を教訓とし、防災体制の見直しや強化に取り組む必要があります。

また、万一の武力攻撃や大規模テロなどの際に、住民に対し迅速に警報の伝達と避難誘導を行うことを目的に、平成16年に国民保護法が施行されたことに伴い、平成18年度に「幕別町国民保護計画」を策定しました。

大規模災害などが発生した場合には、行政の及ぶ範囲には限界があり、地域での住民の自主的な活動が重要となることから、日ごろから住民の防災意識の醸成に努め、相互の協力体制を構築しておくなどの備えが必要です。

このため、災害時に迅速に対応できる危機管理体制の強化と災害に備えた情報網の整備、防災用資機材などの確保、さらには防災訓練の実施など、常に災害に備えて万全を期す必要があります。

また、飲酒運転などによる重大事故の多発により、交通犯罪が社会問題として大きく取りあげられ、その根絶に向けた取組が強化されています。

今後も、自動車台数の増加とともに外国人観光客のドライバー、高齢ドライバーも増加していくことが予想され、交通事故の増加が懸念されます。

交通事故から住民を守るため、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を強化するとともに警察・行政・団体などが相互に連携し、安全な環境づくりに取り組む必要があります。

■ 基本方針

地域住民や国、道、警察、企業などさまざまな関係機関との連携を図り、防災体制を整備するとともに地域における自主防災組織づくりを進めます。

また、交通事故に対する調査分析、交通安全意識の高揚、交通環境の整備をはじめ、警察、行政、団体などが相互に連携し、総合的かつ計画的な交通安全対策に取り組みます。

主要施策

- ◇ 災害に強い都市基盤整備
- ◇ 防災体制の充実
- ◇ 交通安全思想の普及
- ◇ 交通安全施設の整備
- ◇ 自主防災組織の育成

施策の方向

1 災害に強い都市基盤整備

- (1) 長期的視点に立った公共施設、都市基盤、水道などの施設の整備に取り組みます。
- (2) 災害時に対応できる避難場所の確保と整備を進めます。

2 防災体制の充実

- (1) 住民が災害から身を守り迅速な対応ができるよう、防災意識の普及・啓発を図るとともに避難場所の周知を図り、避難誘導體制の充実に努めます。また、民生委員、地域住民、福祉施設などと連携して要援護者への対応を図ります。
- (2) 非常用食糧や生活物資などの備蓄品目の充実に努めるとともに住民に迅速に提供できる体制の強化を進めます。
- (3) 関係機関や各種民間団体と連携し、災害発生時における救助および医療など、総合的な応急対策を強化するとともに不足物資の調達体制の強化を進めます。
- (4) 地域における防災訓練の実施により、住民の災害への備えを促進します。
- (5) 近隣市町村との広域連携強化を図るなど、市町村の枠を越えた災害への対応を進めます。
- (6) 万一の武力攻撃、大規模テロなどの際には、「国民保護法」および「幕別町国民保護計画」に基づき、住民に迅速に警報の伝達と避難誘導を行い、住民の安全を守ります。

【後期見直し】

- (1) 住民が災害から身を守り迅速な対応ができるよう、防災意識の普及・啓発を図るとともに避難場所の周知を図り、避難誘導體制の充実に努めます。また、民生委員、地域住民、福祉施設などと連携して要援護者への対応を図ります。
- (2) 非常用食糧や生活物資などの備蓄品目の充実に努めるとともに住民に迅速に提供できる体制の強化を進めます。
- (3) 関係機関や各種民間団体と連携し、災害発生時における救助および医療など、総合的な応急対策を強化するとともに不足物資の調達体制の強化を進めます。
- (4) 地域における防災訓練の実施により、住民の災害への備えを促進します。
- (5) 近隣市町村との広域連携強化を図るなど、市町村の枠を越えた災害への対応を進めます。
- (6) 万一の武力攻撃、大規模テロなどの際には、「国民保護法」および「幕別町国民保護計画」に基づき、住民に迅速に警報の伝達と避難誘導を行い、住民の安全を守ります。
- (7) 東日本大震災を踏まえ、地震や風水害等の災害から町民の生命と財産を守ることを基本とし、被害を最小限とする減災を視点に、「幕別町地域防災計画」の見直しに取り組みます。

3 交通安全思想の普及

- (1) 各種イベントなどの開催により、交通安全対策の推進を図るとともに子どもから高齢者まで、生涯にわたる交通安全教育を推進します。
- (2) 正しい交通ルールとマナーの実践を習慣化するため、生活安全推進協議会をはじめ関係機関や団体などと連携し、交通安全運動を継続的に展開します。
- (3) 住民の交通安全街頭指導への積極的な参加を促進します。

4 交通安全施設の整備

- (1) 交通事故に関する調査分析を行うとともに交通事故多発地点を中心に、交差点改良、歩道の設置や信号機の増設、防護柵などの交通安全施設の充実を図ります。
- (2) 子どもたちや高齢者、あるいは車椅子利用者などが安全に通行できる交通環境の整備を重点的に進めます。

5 自主防災組織の育成

- (1) 公区単位など、地域における自主防災組織の育成と防災計画の策定を促進します。

第9節 犯罪のないまちづくりの推進

■ 現状と課題

最近の犯罪は、巧妙かつ凶悪化しているとともに子どもや女性、高齢者などが被害者となるケースが増加しています。

防犯対策については、幕別町生活安全推進協議会が中心となって、警察などの協力を得ながら自主的な防犯活動を展開していますが、一層の連携が求められています。

また、青少年犯罪が深刻な状況にあるため、青少年が「犯罪を起こさない」、「犯罪に巻き込まれない」よう地域ぐるみの活動を強化していく必要があります。

■ 基本方針

犯罪のない明るい地域社会を実現するため、地域住民や警察をはじめ、関係機関、団体との連携を強化し、環境浄化と防犯意識の高揚を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

主要施策

- ◇ 防犯体制の充実
- ◇ 自主的防犯活動の促進
- ◇ 防犯灯の整備

■ 施策の方向

1 防犯体制の充実

- (1) 地域や警察など関係機関、団体との連携強化を推進し、防犯体制の充実を図ります。
- (2) 暴力追放運動を展開するとともに暴力などに対する相談体制の強化を図ります。

2 自主的防犯活動の促進

- (1) 幕別町生活安全推進協議会などの防犯組織の育成強化を図り、地域の環境浄化を促進します。
- (2) 各種会議、広報紙、学校などにおいて犯罪情報の提供を随時行います。

3 防犯灯の整備

- (1) 夜間における住民生活の安全を確保するため、公区と連携して防犯灯の適正配置並びに老朽化に伴う更新を進めます。

第10節 消費者保護の推進

■ 現状と課題

近年、悪質商法や欠陥商品によるトラブル、消費期限の改ざんなど食品の安全確保が大きな社会問題となっています。また、消費者基本法が平成16年に施行されたことにより、これまでの「保護される消費者」から「自立する消費者」への転換が求められています。

契約方法や販売方法も現金取引、店舗販売に加え、割賦販売や訪問販売などが増加し、さらにはインターネットを利用した商品取引など複雑多様化しています。

このため、契約や商品をめぐる消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、情報提供を推進していくとともに消費者被害の適切な救済および被害の未然防止を図ることが必要となっています。

■ 基本方針

住民が消費にかかわるトラブルに巻き込まれることなく、安心して消費生活を送ることができるよう消費生活相談室の活用を促進し、消費者の知識向上と消費生活の安定を図ります。

主要施策

- ◇ 消費者の保護
- ◇ 消費情報の提供

■ 施策の方向

1 消費者の保護

- (1) 消費者が正しい知識や考え方を身に付けることができるよう、意識啓発を行うとともに消費者団体の自主的活動を支援します。
- (2) 消費者が被害に遭わないよう消費生活相談室の周知を図るとともに関係機関との連携、情報交換に取り組みます。

2 消費情報の提供

- (1) 悪質商法の新たな手口や商品の安全性、消費者被害の未然防止など消費に関する情報提供の充実を図ります。

第11節 美しい墓地環境と火葬場の整備

■ 現状と課題

本町では、11か所の墓地の貸付けを行っています。墓地に対する人々の考え方の変化も見られることから、既存施設の整備を視野に入れるとともに時代に対応した墓地の在り方を検討する必要があります。

また、火葬場は幕別町のほかに大樹町と共同で大樹町内に設置している火葬場があり、忠類地域の住民が利用している状況にあります。これら施設は、いずれも老朽化が進んでいる状況にあります。

■ 基本方針

既存墓地の整備を進めるとともに時代に対応した墓地の在り方や老朽化してきている火葬場の対応について検討を進めます。

主要施策

- ◇ 墓地の整備
- ◇ 火葬場の整備

■ 施策の方向

1 墓地の整備

- (1) 既存墓地の適切な管理を行い、利用しやすい良好な環境づくりを進めます。

2 火葬場の整備

- (1) 必要に応じ、施設の改修を図るなど、老朽化した火葬場の整備充実を進めます。